

## 地球環境関連主要条約・国際機関等一覧

平成29年2月

## 1. 主要国際条約等

条約名	採択日	発効日	我が国締結日	締約国数	事務局	事務局長	条約の概要
生物多様性条約（生物の多様性に関する条約） Convention on Biological Diversity	1992年 5/22	1993年 12/29	1993年 5/28(受諾)	194+EU, パレスチナ (2017.2 現在)	モントリオール	ブラウリオ・フェレイラ・デ・ソウザ・ディアス(ブラジル)(2月未離任予定) (後任:クリスティアナ・パスカ・パルマ(ルーマニア))	生物の多様性の保全, その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする条約。
カルタヘナ議定書（生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書） Cartagena Protocol on Biosafety	2000年 1/29	2003年 9/11	2004年 2/19(加入)	168+EU, パレスチナ (2017.2 現在)	同上	同上	遺伝子組換え生物であって生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送, 取扱い及び利用等において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的とする議定書。
名古屋議定書（生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書） Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing	2010年 10/29	2014年 10/12	未締結	95+EU (2017.2 現在)	同上	同上	遺伝資源の取得の機会の提供及び提供された遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための国際ルールを定める議定書。
名古屋・クアラルンプール補足議定書（バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書） Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress to the Cartagena Protocol on Biosafety	2010年 10/15	未発効	未締結	36+EU (2017.2 現在)	同上	同上	遺伝子組換え生物の国境を越える移動により生じた損害に関連する責任及び救済における国際的な規則及び手続を定めることにより, 生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする補足議定書。
食料・農業植物遺伝資源条約（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約） International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA)	2001年 11/3	2004年 6/29	2013年 10/28(加入)	142+EU (2017.2 現在)	FAO (ローマ)	ケント・ンナドジ(ナイジェリア) 暫定事務局長	持続可能な農業及び食料安全保障のため, 生物多様性条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする条約。

							約。
オゾン層保護ウィーン条約（オゾン層の保護のためのウィーン条約） Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer	1985年 3/22	1988年 9/22	1988年 9/30(加入)	196+EU (2017.2 現在)	UNEP (ナイロビ)	ティナ・ビルピ リ(ギリシャ)	オゾン層保護のための国際的な協力を謳った枠組条約。
モントリオール議定書(オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書) Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer	1987年 9/16	1989年 1/1	1988年 9/30(受諾)	196+EU (2017.2 現在)	同上	同上	オゾン層破壊物質を特定し、その消費・生産等を規制する議定書。
同上 (ロンドン改正)	1990年 6/29	1992年 8/10	1991年 9/4(受諾)	196+EU (2017.2 現在)			当初の議定書に新たに規制物質を追加し、途上国援助の仕組みを規定する改正を行った議定書。
同上 (コペンハーゲン改正)	1992年 11/25	1994年 6/14	1994年 12/20(受諾)	196+EU (2017.2 現在)			ロンドン改正に、さらに新たな規制物質を追加する改正を行った議定書。
同上 (モントリオール改正)	1997年 9/17	1999年 11/10	2002年 8/30(受諾)	196+EU (2017.2 現在)			従来の議定書に新たな規制措置を追加する改正を行った議定書。
同上 (北京改正)	1999年 12/3	2002年 2/25	2002年 8/30(受諾)	196+EU (2017.2 現在)			HCFC(代替フロン)の生産量規制及び貿易規制を導入する改正を行った議定書。
同上 (キガリ改正)	2016年 10/14	未発効 (2017.2 現在)	未締結 (2017.2 現在)				ハイドロフルオロカーボン(HFC)の生産及び消費量の段階的削減義務等を定める改正を行った議定書。
バーゼル条約 (有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約) Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal	1989 3/22	1992 5/5	1993 9/17(加入)	184+EU, パレスチナ (2017.2 現在)	バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約共同事務局(ジュネーブ)	ロルフ・パエツト(セーシェル)	有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制について国際的な枠組を作ること並びに環境を保護することを目的とする条約。
ロッテルダム条約 (国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除材についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約) The Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for	1998年 9/10	2004年 2/24	2004年 6/15(受諾)	156+EU (2017.2 現在)	FAO(ローマ)及びバーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約共同事務局(ジュネ	同上	有害化学物質等の国際取引において、相手国の輸入意思に従うと共に、情報交換を行い、化学物質の適正な管理を促進することを目的とする条約。

Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade (PIC)					ーブ) の共同遂行		
ストックホルム条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)	2001年 5/22	2004年 5/17	2002年 8/30(加入)	180+EU (2017.2 現在)	バーゼル・ロ ッテルダム・ストック ホルム条約 共同事務局 (ジュネーブ)	同上	残留性有機汚染物質 (PCB, DDT, ダイオキシン等) の製造, 使用及び輸出入の原則禁止, 非意図的な放出の放出源の特定, 廃棄物の適正な管理等につき規定する条約。
砂漠化対処条約 (深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国 (特にアフリカの国) において砂漠化に対処するための国際連合条約) United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly in Africa (UNCCD)	1994年 6/17	1996年 12/26	1998年 9/11 (受諾)	194+EU (2017.2 現在)	ボン	モニック・バル ビュー (仏)	深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国 (特にアフリカの国) による国家行動計画の作成・実施, 及びそのような取組を先進締約国が支援すること等について定める条約。
ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)	1973年 3/3	1975年 7/1	1980年 8/6(受諾)	182+EU (ただし, EU の加入を認める条約改正については, 日本は未受諾) (2017.2 現在)	UNEP (ジュネーブ)	ジョン・スキヤ ンロン (豪)	絶滅のおそれのある野生動植物等の種の国際取引を規制することによって, 当該種の保護を図ることを目的とする条約。
ラムサール条約 (特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約) Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat	1971年 2/2	1975年 12/21	1980年 6/17(加入)	169 (2017.2 現在)	グラン (スイ ス)	マルサ・ロハ ス・ウレゴ (コ ロンビア)	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びその動植物の保全を促進することを目的とする条約。
南極条約 Antarctic Treaty	1959年 12/1	1961年 6/23	1960年 8/4(批准)	53 (2017.2 現在)	ブエノスア イレス	マンフレッ ド・ラインケ (独)	南極地域の平和的利用, 科学的調査の自由と国際協力, 領土権主張の凍結, 査察制度等を規定する条約。
環境保護に関する南極条約議定書 Protocol on Environment Protection to the Antarctic Treaty	1991年 10/4	1998年 1/14	1997年 12/15(受 諾)	37 (2017.2 現在)	同上	同上	鉱物資源活動の禁止, 環境影響評価, 動植物の保護, 廃棄物の処分・管理, 海洋汚染の防止, 地区の保護・管理等により南極の環境及び生態系を包括的に保護することを目的とする議定書。

2006年の国際熱帯木材協定 International Tropical Timber Agreement (ITTA)	2006年 1/27	2011年 12/7	2007年 8/21(受諾)	72+EU (2017.2 現在)	横浜	空席 (ステイブ ン・ジョンソン (加) 事務局長 代理・2017年 4月にゲルハ ルト・ディター レ (独) が事務局 長に就任予定)	熱帯林の持続可能な経営及び熱帯木材貿易の発展を促進するため、生産国と消費国との間の協議・協力の枠組み。本協定により国際熱帯木材機関 (ITTO) が設置。
ロンドン議定書 (1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書) 1996 Protocol to the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter, 1972	1996年 11/17	2006年 3/24	2007年 10/2(加入)	47 (2017.2 現在)	国際海事機関 (IMO) (ロンドン)	イム・ギテク (韓国)	海洋汚染の防止に関するロンドン条約(1972年)の規制内容を更に強化することを目的とするもので、海洋投棄を原則全面禁止するとともに、投棄可能な一部例外についても、投棄許可に関する厳しい規制を課す。
水銀に関する水俣条約 Minamata Convention on Mercury	2013年 10/10	未発効	2016年 2/2 (受諾)	38 (2017.2 現在)	UNEP (ジュ ネーブ) (暫定事務 局)	—	水銀の一次採掘から貿易、製品や製造工程への使用、排出／放出、水銀廃棄物の環境上適正な管理に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約。

## 2. 主要国際機関等

機構名	発足	メンバー	本部	地域事務所	事務局長等	活動内容の要点
UNEP (国連環境計画)	1972年	193 (2017.2 現在)	ナイロビ	6	エリック・ソールハイム (ノルウェー)	環境分野を対象とした国連活動・国際協力活動を行っている他、国連諸機関の環境関連活動の総合的調整管理、国際環境条約の策定促進を行っている。規範的活動のみならず、途上国における技術支援等の具体的な活動も行っている。
UNEP/IETC (UNEP 国際環境技術センター)	1992年	—	大阪	—	キース・アルバーソン (米)	UNEP の下部組織。廃棄物処理や水質改善技術のような環境上適正な技術 (EST) の開発途上国への移転の促進を目的に関連プロジェクトを実施。
NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画) RCU (地域調整事務所)	1994年 9/14	日, 中, 韓, 露	富山, 釜山	4	レフ・ネレティン (露)	日本海及び黄海の海洋環境の保全を目的として策定された UNEP の地域海行動計画。4 つの地域活動センターが主体になり油流出緊急時計画の策定や漂流・漂着ゴミ対策などの活動を実施。
ITTO (国際熱帯木材機関)	1985年	71+EU (2017.2 現在)	横浜	—	空席 (スティーブン・ジョンソン (加) 事務局長代理・2017年4月にゲルハルト・ディターレ (独) が事務局長に就任予定)	熱帯林の持続可能な経営及び熱帯木材貿易の発展を促進するため、生産国と消費国との間の協議・協力の枠組みを提供。
EANET (東アジア酸性雨モニタリングネットワーク)	2001年 1/1	日, 韓, 中, 露, インドネシア, マレーシア, モンゴル, フィリピン, タイ, ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマー	UNEP アジア太平洋地域資源管理センター (タイ)	1 (ネットワークセンター: 新潟)	スパット・ワンウォンワタナ (タイ)	東アジア各国において共通の方法による酸性雨モニタリングの実施, 及びそのネットワーク化を図るもの。
IUCN (国際自然保護連合)	1948年	国家会員 (89), 政府機関会員 (132), 非政府機関会員 (1131) 等 (2017.2 現在)	グラン (スイス)	45 か所以上	会長: 章新勝 (中国) 事務局長: インガー・アンダーセン (デンマーク)	自然及び天然資源の保全に関わる国家, 政府機関, 国内及び国際的非政府機関の連合体 (国際 NPO)。全球的な野生生物の保護, 自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い, 関係各方面への勧告・助言, 開発途上地域に対する支援等を実施。

IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)	2012年4月	126 (2017.2現在)	ボン	—	アン・ラリゴージェリー (仏)	生物多様性と生態系サービスに関する科学的評価、能力開発、知見生成等を通じて同分野の政策立案における科学的知見の活用に貢献する活動を実施。
モントリオール議定書多数国間基金	1991年1月(暫定) 1993年1月(正式)	モントリオール議定書締約国(196+EU) (2017.2現在)	モントリオール	—	エドゥアルド・ガネム (メキシコ)	モントリオール議定書の開発途上締約国におけるオゾン層保護対策支援を行うことを目的として、オゾン層破壊物質を生産・使用する設備を廃棄し、代替技術に転換していくためのプロジェクトを策定・実施。
GEF (地球環境ファシリティ)	1991年	183(2017.2現在)	ワシントン	—	石井菜穂子(日本)	国際開発金融機関(世界銀行やADB(アジア開発銀行)等)、国連機関(UNEPやUNDP(国連開発計画)等)など18の実施機関を通じ、生物多様性、気候変動、土地劣化、国際水域、化学物質・廃棄物の5分野のプロジェクトに対して無償資金を提供。